

文 書 質 問 回 答 書 (8 月)

質問者： 重山 雅世 議員

回答日： 令和6年8月14日

1. 会計年度任用職員の雇用の安定を	「会計年度任用職員の雇用の安定」についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、本年6月28日に、会計年度任用職員制度の運用に対する国の技術的助言として通知されております「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」が改正され、会計年度任用職員の職にあった者を、従前の勤務実績等に基づき、公募によらず再度任用する場合の回数の限度を連続2回までとするよう努めるものとする参考記述が削除されたところがあります。 その一方で、公募によらない再度の任用を行う場合であっても、各任期ごとに、客観的な能力実証に基づく任用決定が求められていることに変わりはなく、また、あくまで任用期間は1年以内とし、かつ採用の原則は公募によるものとする方針も維持されているところでもあります。 また、国家公務員（期間業務職員）における具体の取扱いでは、「職場内の職務経験を有することにより公務の能率的な運営に相当程度資する」場合等には、公募によらない再度の任用が可能とされておりますが、地方公務員においては、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、各地域の実情等に応じて適切に対応すべきものとされております。 本町におきましては、これまで、平等取扱いの原則（機会の平等の確保）の観点から、全ての職について毎年度の公募・選考を経て任用を行っておりますが、応募実態等から、結果的に多くの方が継続的に任用されている状況であります。 今後におきましては、上記の制度趣旨を踏まえ、引き続き公募を基本としつつ、会計年度任用職員に係る人事評価の実施その他の能力実証の在り方、各職に求められる知識及び経験の程度、さらには効果的な人材確保の観点等も踏まえ、非公募による任用を行う場合の基準、考え方等について検討を進めてまいります。
---------------------------	--